

八代地域振興局 (旧県事務所分)	平成12年7月5日 ～6日	鳥獣飼育許可、狩猟免許及び狩猟者登録について、熊本県収入証紙規則に基づく証紙の消印記録簿の所属長による検印がなされていなかった。	平成12年度は、文書を受領するとともに証紙消印を行い、直ちに記録簿を記入し検印を実施している。
		個人事業税において、課税失格処理がされている中に、課税対象とすべきものが1件あった。	調査の結果、平成11年度課税分から課税対象であったため、平成11年度まで遡って課税した。 また、平成11年度までは、課税失格分については一括決裁としていたが、平成12年度からは1件毎の決裁として、チェック体制の強化を図っている。
八代地域振興局 (保健所分)	平成12年6月14日	現金領収書的首標金額を訂正しているものが1件あった。	会計事務処理の手続きを、改めて会計担当職員全員に周知するとともに、主査と副査によるダブルチェックにより、再発防止を図っている。
八代地域振興局 (旧土木事務所分)	平成12年6月6日 ～7日	河川改良工事において、工事完成後確認できない土中の吸出防止シートの施工確認写真が添付されていなかった。	今後このようなことがないよう、職員及び請負者への指導徹底を図っている。
芦北地域振興局 (旧土木事務所分)	平成12年5月22日 ～23日	切手類の払出について、物品取扱規則に基づき物品管理者・出納員の承認が必要であるが、一部において承認を受けずに払い出されていた。	平成12年度から、振興局総務部総務課が振興局全体の物品の一元管理をしており、振興局土木部(旧土木事務所)の切手類についても、必ず物品管理者・出納員である総務課長の承認を得たうえで払出を行っている。
球磨地域振興局 (旧土木事務所分)	平成12年6月29日 ～30日	委託事業の契約解除に伴う違約金508,200円の未収金がある。	引き続き徴収に努めるが、債務者(法人)が現在廃業しており、資産もなく、強制執行によっても回収の見込みがない状況にあることから、地方自治法240条第3項(徴収停止)の適用についても検討したい。
		単県災害防除通常工事において、工事施工上明らかに支障となる物件(電柱)の移設手続前に発注がなされたため、2回の工事延長が行われ、竣工が大幅に遅れていた。	指摘の案件は、簡単に移設可能と見込んで発注したために生じたものである。 現在、同様な事項が発生しないように相手方との十分な打ち合わせ、着工前の支障物件処理を確認したうえで発注を行うようにしており、適正な処理に努めている。

熊本県監査委員会公告第一号
 平成十三年五月十日から平成十三年八月十日までの間に実施した監査の結果に基づく改善措置を、地方自治法第九十九条第十二項に規定により公表する。
 平成十四年三月十三日

同 同 同 熊本県監査委員
 児 山 白 松
 玉 本 石 島
 文 秀 和 紀
 雄 久 男 男